

熊本市におけるイベント等の開催に関する基準

【基本方針】

- 本市が主催・共催するイベント（会議等を含む。以下、イベント等とする。）、もしくは市有施設において開催される民間主催のイベント等については、本基準（チェックリスト項目を含む）に規定する感染防止対策を講じた上で開催する（本基準の適用範囲については下図参照）
- 本基準における各種の感染症防止に関する規定は、原則として、国の基本的対処方針等に基づき定めるものとする。従って、国の基本的対処方針等の見直し・変更があった場合は、随時見直しを行う
- 業種ごとに策定されるガイドラインがある場合には、本基準の規定にかかわらず、その規定に沿った感染防止対策を講じることで開催することができるものとする

< 本基準の適用範囲 >

主催者 \ 施設	市	民間
市（共催も含む）	適用	適用
民間	適用	適用外

※ 上記のうち、適用外であっても、本市補助金等の活用や本市が名義後援を行うイベント等については、本基準に沿った適切な感染防止対策を講じるよう要請する

1. イベント等における感染防止対策

- ① イベント等への参加者等の感染が確認された場合に濃厚接触者等の把握を容易にするため、主催者は参加者名簿等で連絡先を把握すること（ただし、接触確認アプリをダウンロードしている場合はこの限りではない）
- ② イベントの規模等に関わらず、入退場時の制限や誘導、待合場所などにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、大声の抑止、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保（2m程度）、選手等と観客の接触防止等の感染防止策を徹底すること。また、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払戻し措置等を規定しておくこと

※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%（乳幼児等特別の事情があるものを除く）を担保すること

- ③ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場においては、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、会場における休憩スペースの撤去・使用の制限など、参加者等に対し、こうした場における交流などを極力控えるよう呼びかけること
また、公共交通機関や飲食店等での密集を回避するために、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起し、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること
- ④ 感染拡大の傾向が見られる場合や類似イベント等でクラスターが発生した場合、民間主催のイベント等であっても、感染拡大防止対策の徹底、無観客化、施設の閉鎖やイベント等の中止又は延期を要請する場合がある。この点について事前に主催者に対し理解を得ておくこと
- ⑤ ①～④のほか、別添の「イベント等における感染防止対策チェックリスト」に規定する感染防止対策を講じること
- ⑥ プロスポーツ等、全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合は、出演者等に対して適切な感染予防策（選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛等）を講じるとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を強く要請すること
- ⑦ イベント主催者やイベントが開催される施設の管理者は、イベントの参加者や主催者等に対して、令和2年11月12日付け事務連絡¹（以下、事務連絡）の別紙6～8（末尾添付）の記載事項に留意するよう促すこと

2. イベント等の開催制限

イベント等の開催における制限を下記のとおりとする

時期	人数上限及び収容率
<p>1/15～2/7 まで</p> <p>※期間は延長する場合がある</p>	<p>屋内・屋外ともに 5,000 人以下 かつ</p> <p>○<u>収容人数が定められている施設</u>は収容率 50%以内、</p> <p>○<u>収容人数が定められていない施設</u>は 2m程度の間隔を確保</p>

¹ 「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

3. 祭り等人数の把握が困難なイベントに係る対応

祭り、花火大会等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと

- ① 地域で行われる盆踊りなど、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者が限られた地区に限定されるなど参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限や参加者名簿の作成は求めないものの、適切な感染防止策を講じる（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生じる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）とともに、イベント主催者に対し、イベント等の開催前に接触確認アプリ「COCOA」の活用を促すこと
- ② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、感染状況を踏まえて検討すること
- ③ 全国的・広域的なお祭り等のイベント等について、必要な感染防止策に加え、事務連絡の別紙4における具体的な条件がすべて担保された場合で、入場制限や区域内の行動管理が適切にできるものについて、開催可能とする

4. 熊本県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、そのイベントの開催要件等について熊本県との事前相談を行うこと

（県への相談は政策企画課から行うため、本市の施設所管課またはイベント実施課は、政策企画課へ事前相談様式を提出すること）

5. イベント等の実施後に感染者が確認された場合

イベント等の実施後において、参加者等の感染が確認された場合に備え、次のとおりの対応を行うこと

- ① 民間主催者に対しては、感染拡大防止のため、イベント等の名称や会場等の公表に協力いただくよう事前に要請しておくこと
- ② 主催者や当該施設管理者は、感染拡大防止のため、保健所等の聞き取りに協力いただくとともに、参加者に対しても同様に協力いただくよう事前に周知すること

6. イベント等に関する感染防止対策チェックリストについて

本基準に添付する「イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト」は下記のとおり取り扱うこと

- ① 主催者は、イベント等の開催にあたっては、本基準に加え、チェックリストを用いて感染防止対策が講じられていることを確認すること
- ② 市有施設において、民間主催のイベント等が開催される場合には、主催者から施設管理者に対して、チェックリストを誓約書として提出させること
- ③ 健康観察の期間等を鑑み、チェックリストや参加者名簿等個人情報が記載されるものについての保管期間は2週間とし、その後廃棄すること
- ④ 保管期間及び処分時における個人情報の取り扱いについては十分留意すること

7. その他

- ① イベント開催時の必要な感染防止策：別紙1
- ② 初詣における感染防止対策の留意事項について：別紙5
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」：別紙9
- ④ 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント：別紙10

※いずれも事務連絡より別紙抜粋

【R3.1.15 改訂、R3.1.15～適用】 政策企画課

項目		確認事項	チェック
▶会場の環境			
密閉	換気の実施	【屋内のみ】 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、定期的に換気を行うこと。 ※こまめにエアコン温度を調整し室内温度を確認するなど熱中症予防についても注意すること ※寒冷な場面においても換気を実施すること（別紙10参照）	□
		イベントの態様に応じた適切な距離を確保すること ※別紙「イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安」参照 ※同一の観客グループ（5名以内）は座席を空ける必要はない	□
密集	対人距離	入退場時、待合場所等の密集を回避すること。（例、時間差での入退場 等）	□
		入場制限 入場人数や滞在時間を制限すること。	□
密接	対人距離	入退場時や集合場所等における十分な間隔を確保すること。	□
		手洗い・消毒 会場の入口等に消毒設備を設置すること。 また、参加者へ十分な手洗いを徹底するよう案内すること。	□
		主に参加者の手が触れる場所を定期的に消毒すること。	□
		▶開催時の対応	
発熱等の対応		入場時等に検温を実施し、発熱がある者は参加を認めないこと	□
		その他、風邪や味覚障害等の症状の有無を確認し、具合の悪い方には、参加を認めないこと。	□
マスクの着用等		マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケットを徹底すること。 また、マスクを着用していない者がいた場合、個別に注意等ができること。 （マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布する。但し乳幼児等特別の事情がある場合を除く） ※マスク着用については、熱中症予防についても注意すること。	□
音響調整		大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整すること。	□
大声を出さないことの担保		大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができること。 ※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）	□
演者・観客間の接触		演者・選手等と観客が接触しないよう確実な措置を講じること。	□
共有物の管理		共有して使用した物の適正な管理（廃棄や洗濯、消毒の徹底等）を実施すること。	□
廃棄物の処理		ゴミ箱等を設置した場合、鼻水、唾液などがついたごみはビニール袋に入れて密閉する。また、回収時にはマスクや手袋を着用する。	□
人員配置		「三つの密」の回避等、感染防止の対応に人員の配置が必要な場合、人員を確保し適切に配置すること。	□
飲食の制限		休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底をすること。 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をすること。	□
連絡先把握		可能な限り事前予約制とし、事前予約時または入場時に、利用者の連絡先を把握すること（個人情報の取扱いに十分注意） ※接触確認アプリを活用する場合には不要	□

※ チェックリストの対応ができない場合、代替措置を講じ、施設管理者と協議、了解を取ること。

熊本市におけるイベント等の開催に関する基準

【基本方針】

- 本市が主催・共催するイベント（会議等を含む。以下、イベント等とする。）、もしくは市有施設において開催される民間主催のイベント等については、本基準（チェックリスト項目を含む）に規定する感染防止対策を講じた上で開催する（本基準の適用範囲については下図参照）
- 本基準における各種の感染症防止に関する規定は、原則として、国の基本的対処方針等に基づき定めるものとする。従って、国の基本的対処方針等の見直し・変更があった場合は、随時見直しを行う
- 業種ごとに策定されるガイドラインがある場合には、本基準の規定にかかわらず、その規定に沿った感染防止対策を講じることで開催することができるものとする

< 本基準の適用範囲 >

主催者 \ 施設	市	民間
市（共催も含む）	適用	適用
民間	適用	適用外

※ 上記のうち、適用外であっても、本市補助金等の活用や本市が名義後援を行うイベント等については、本基準に沿った適切な感染防止対策を講じるよう要請する

1. イベント等における感染防止対策

- ① イベント等への参加者等の感染が確認された場合に濃厚接触者等の把握を容易にするため、主催者は参加者名簿等で連絡先を把握すること（ただし、接触確認アプリをダウンロードしている場合はこの限りではない）
- ② イベントの規模等に関わらず、入退場時の制限や誘導、待合場所などにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、大声の抑止、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保（2m程度）、選手等と観客の接触防止等の感染防止策を徹底すること。また、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払戻し措置等を規定しておくこと

※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%（乳幼児等特別の事情があるものを除く）を担保すること

- ③ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場においては、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、会場における休憩スペースの撤去・使用の制限など、参加者等に対し、こうした場における交流などを極力控えるよう呼びかけること
また、公共交通機関や飲食店等での密集を回避するために、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起し、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること
- ④ 感染拡大の傾向が見られる場合や類似イベント等でクラスターが発生した場合、民間主催のイベント等であっても、感染拡大防止対策の徹底、無観客化、施設の閉鎖やイベント等の中止又は延期を要請する場合がある。この点について事前に主催者に対し理解を得ておくこと
- ⑤ ①～④のほか、別添の「イベント等における感染防止対策チェックリスト」に規定する感染防止対策を講じること
- ⑥ プロスポーツ等、全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合は、出演者等に対して適切な感染予防策（選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛等）を講じるとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を強く要請すること
- ⑦ イベント主催者やイベントが開催される施設の管理者は、イベントの参加者や主催者等に対して、令和2年11月12日付け事務連絡¹（以下、事務連絡）の別紙6～8（末尾添付）の記載事項に留意するよう促すこと

2. イベント等の開催制限

イベント等の開催における制限を下記のとおりとする

時期	人数上限及び収容率
2/8～当面の間	屋内・屋外ともに 5,000人以下 かつ ○ <u>収容人数が定められている施設</u> は 収容率 50%以内 、 ○ <u>収容人数が定められていない施設</u> は 2m程度の間隔を確保

¹ 「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

3. 祭り等人数の把握が困難なイベントに係る対応

祭り、花火大会等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと

- ① 地域で行われる盆踊りなど、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者が限られた地区に限定されるなど参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限や参加者名簿の作成は求めないものの、適切な感染防止策を講じる（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生じる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）とともに、イベント主催者に対し、イベント等の開催前に接触確認アプリ「COCOA」の活用を促すこと
- ② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、感染状況を踏まえて検討すること
- ③ 全国的・広域的なお祭り等のイベント等について、必要な感染防止策に加え、事務連絡の別紙4における具体的な条件がすべて担保された場合で、入場制限や区域内の行動管理が適切にできるものについて、開催可能とする

4. 熊本県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、そのイベントの開催要件等について熊本県との事前相談を行うこと

（県への相談は政策企画課から行うため、本市の施設所管課またはイベント実施課は、政策企画課へ事前相談様式を提出すること）

5. イベント等の実施後に感染者が確認された場合

イベント等の実施後において、参加者等の感染が確認された場合に備え、次のとおりの対応を行うこと

- ① 民間主催者に対しては、感染拡大防止のため、イベント等の名称や会場等の公表に協力いただくよう事前に要請しておくこと
- ② 主催者や当該施設管理者は、感染拡大防止のため、保健所等の聞き取りに協力いただくとともに、参加者に対しても同様に協力いただくよう事前に周知すること

6. イベント等に関する感染防止対策チェックリストについて

本基準に添付する「イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト」は下記のとおり取り扱うこと

- ① 主催者は、イベント等の開催にあたっては、本基準に加え、チェックリストを用いて感染防止対策が講じられていることを確認すること
- ② 市有施設において、民間主催のイベント等が開催される場合には、主催者から施設管理者に対して、チェックリストを誓約書として提出させること
- ③ 健康観察の期間等を鑑み、チェックリストや参加者名簿等個人情報が記載されるものについての保管期間は2週間とし、その後廃棄すること
- ④ 保管期間及び処分時における個人情報の取り扱いについては十分留意すること

7. その他

- ① イベント開催時の必要な感染防止策:別紙1
 - ② 初詣における感染防止対策の留意事項について:別紙5
 - ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」:別紙9
 - ④ 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント:別紙10
- ※いずれも事務連絡より別紙抜粋

項目		確認事項	チェック
▶会場の環境			
密閉	換気の実施	【屋内のみ】 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、定期的に換気を行うこと。 ※こまめにエアコン温度を調整し室内温度を確認するなど熱中症予防についても注意すること ※寒冷な場面においても換気を実施すること（別紙10参照）	□
	対人距離	イベントの態様に応じた適切な距離を確保すること ※別紙「イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安」参照 ※同一の観客グループ（5名以内）は座席を空ける必要はない	□
密集	対人距離	入退場時、待合場所等の密集を回避すること。（例、時間差での入退場 等）	□
	入場制限	入場人数や滞在時間を制限すること。	□
密接	対人距離	入退出時や集合場所等における十分な間隔を確保すること。	□
	手洗い・消毒	会場の入口等に消毒設備を設置すること。 また、参加者へ十分な手洗いを徹底するよう案内すること。	□
		主に参加者の手が触れる場所を定期的に消毒すること。	□
▶開催時の対応			
発熱等の対応		入場時等に検温を実施し、発熱がある者は参加を認めないこと	□
		その他、風邪や味覚障害等の症状の有無を確認し、具合の悪い方には、参加を認めないこと。	□
マスクの着用等		マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケットを徹底すること。 また、マスクを着用していない者がいた場合、個別に注意等ができること。 （マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布する。但し乳幼児等特別の事情がある場合を除く） ※マスク着用については、熱中症予防についても注意すること。	□
音響調整		大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整すること。	□
大声を出さないことの担保		大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができること。 ※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）	□
演者・観客間の接触		演者・選手等と観客が接触しないよう確実な措置を講じること。	□
共有物の管理		共有して使用した物の適正な管理（廃棄や洗濯、消毒の徹底等）を実施すること。	□
廃棄物の処理		ゴミ箱等を設置した場合、鼻水、唾液などがついたごみはビニール袋に入れて密閉する。また、回収時にはマスクや手袋を着用する。	□
人員配置		「三つの密」の回避等、感染防止の対応に人員の配置が必要な場合、人員を確保し適切に配置すること。	□
飲食の制限		休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底をすること。 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をすること。	□
連絡先把握		可能な限り事前予約制とし、事前予約時または入場時に、利用者の連絡先を把握すること（個人情報の取扱いに十分注意） ※接触確認アプリを活用する場合には不要	□

※ チェックリストの対応ができない場合、代替措置を講じ、施設管理者と協議、了解を取ること。

熊本市におけるイベント等の開催に関する基準

【基本方針】

- 本市が主催・共催するイベント（会議等を含む。以下、イベント等とする。）、もしくは市有施設において開催される民間主催のイベント等については、本基準（チェックリスト項目を含む）に規定する感染防止対策を講じた上で開催する（本基準の適用範囲については下図参照）
- 本基準における各種の感染症防止に関する規定は、原則として、国の基本的対処方針等に基づき定めるものとする。従って、国の基本的対処方針等の見直し・変更があった場合は、随時見直しを行う
- 業種ごとに策定されるガイドラインがある場合には、本基準の規定にかかわらず、その規定に沿った感染防止対策を講じることで開催することができるものとする

< 本基準の適用範囲 >

主催者 \ 施設	市	民間
市（共催も含む）	適用	適用
民間	適用	適用外

※ 上記のうち、適用外であっても、本市補助金等の活用や本市が名義後援を行うイベント等については、本基準に沿った適切な感染防止対策を講じるよう要請する

1. イベント等における感染防止対策

- ① イベント等への参加者等の感染が確認された場合に濃厚接触者等の把握を容易にするため、主催者は参加者名簿等で連絡先を把握すること（ただし、接触確認アプリをダウンロードしている場合はこの限りではない）
- ② イベントの規模等に関わらず、入退場時の制限や誘導、待合場所などにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、大声の抑止、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保（2m程度）、選手等と観客の接触防止等の感染防止策を徹底すること。また、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払戻し措置等を規定しておくこと

※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%（乳幼児等特別の事情があるものを除く）を担保すること

- ③ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場においては、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、会場における休憩スペースの撤去・使用の制限など、参加者等に対し、こうした場における交流などを極力控えるよう呼びかけること
また、公共交通機関や飲食店等での密集を回避するために、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起し、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること
- ④ 感染拡大の傾向が見られる場合や類似イベント等でクラスターが発生した場合、民間主催のイベント等であっても、感染拡大防止対策の徹底、無観客化、施設の閉鎖やイベント等の中止又は延期を要請する場合がある。この点について事前に主催者に対し理解を得ておくこと
- ⑤ ①～④のほか、別添の「イベント等における感染防止対策チェックリスト」に規定する感染防止対策を講じること
- ⑥ プロスポーツ等、全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合は、出演者等に対して適切な感染予防策（選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛等）を講じるとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を強く要請すること
- ⑦ イベント主催者やイベントが開催される施設の管理者は、イベントの参加者や主催者等に対して、令和2年11月12日付け事務連絡¹（以下、事務連絡）の別紙6～8（末尾添付）の記載事項に留意するよう促すこと

2. イベント等の開催制限

イベント等の開催における制限を下記のとおりとする

< イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安 >

※「①人数上限」及び「②収容率要件による人数」のいずれか小さいほうを限度とする

※業種別ガイドラインの見直しを前提に、イベント等の主催者及び施設管理者の双方において、必要な感染防止対策が担保・公表される場合、下表の取扱いとする（それ以外の場合、従来の制限（末尾別表）を目安とする）

※②については、観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提とする

¹ 「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

① 人数上限

時期	人数上限	
12/1～当面2月末まで	収容人数 10,000 人超 → 収容人数の 50%	収容人数 10,000 人以下 → 5,000 人
	「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」が順守できない場合、これまで同様 5,000 人以下 かつ収容率 50%以内 (屋外： 2m程度の間隔) とする	

② 収容率要件による人数

		収容率	
時期		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>大声での歓声・声援等がない</u> ことを前提とするもの ■ <u>飲食を伴うものの発声がない</u> もの（事務連絡別紙2が担保される場合のみ） 	<p><u>大声での歓声・声援等が想定</u>されるもの</p>
12/1～当面2月末まで		<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>
イベントの 類型	<p>コンサート・演劇・スポーツイベント等 ※参加者の位置が固定 (座席や立ち位置固定)</p>	表外①～③すべてを満たす場合	異なるグループ（又は個人）間では座席を1席空けることとしつつ、同一グループ（5名以内）内では座席等の間隔を空ける必要はない（この場合収容率は50%を超える場合がある）
	<p>展示会・地域の行事等 ※参加者が自由に移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収容定員が設定されている場合は <u>100%以内</u> ■ 設定されていない場合は<u>密が発生しない程度の間隔</u> (最低限人と人が接触しない程度の間隔) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収容定員が設定されている場合は <u>50%以内</u> ■ 設定されていない場合は<u>十分な人と人との距離（1m）を要する</u>
	<p>全国的・広域的なお祭り・野外フェス等</p>	クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断 (但し「P. 5、3③」の場合は開催可能とする)	

大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用

- ① これまでの当該イベント等の出演者・出演団体等による類似のイベント等の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られないもの（実績がない場合は類似イベントに照らしこれらが想定されないもの）
 ※この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとする）
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの
- ③ 発声する演者と観客との距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの

【具体例】

- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数 2,300 人）でクラシックコンサートを行う場合
 - ① 人数制限 = 2,300 人
 - ② 収容率 = 2,300 人 × 100% = 2,300 人
 ⇒ ① = ②のため、参加者の上限は 2,300 人
- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数 2,300 人）でロックコンサートを行う場合
 - ① 人数制限 = 2,300 人
 - ② 収容率 = 2,300 人 × 50%（以内） = 1,150 人
 ⇒ ① > ②のため、参加者の上限は 1,150 人（以下）

<各種イベント等における大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例>

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	
音楽	クラシック音楽等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

大声での歓声・声援等が想定されるもの	
音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用	

※例示であり、実際のイベント等がいずれに該当するかについては、個別具体的な判断が必要

※イベント中（休憩時間やイベント前後を含む）の食事については業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策を実施

3. 祭り等人数の把握が困難なイベントに係る対応

祭り、花火大会等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと

- ① 地域で行われる盆踊りなど、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者が限られた地区に限定されるなど参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限や参加者名簿の作成は求めないものの、適切な感染防止策を講じる（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生じる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）とともに、イベント主催者に対し、イベント等の開催前に接触確認アプリ「COCOA」の活用を促すこと
- ② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、感染状況を踏まえて検討すること
- ③ 全国的・広域的なお祭り等のイベント等について、必要な感染防止策に加え、事務連絡の別紙4における具体的な条件がすべて担保された場合で、入場制限や区域内の行動管理が適切にできるものについて、開催可能とする

4. 熊本県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、そのイベントの開催要件等について熊本県との事前相談を行うこと

(県への相談は政策企画課から行うため、本市の施設所管課またはイベント実施課は、政策企画課へ事前相談様式を提出すること)

5. イベント等の実施後に感染者が確認された場合

イベント等の実施後において、参加者等の感染が確認された場合に備え、次のとおりの対応を行うこと

- ① 民間主催者に対しては、感染拡大防止のため、イベント等の名称や会場等の公表に協力いただくよう事前に要請しておくこと
- ② 主催者や当該施設管理者は、感染拡大防止のため、保健所等の聞き取りに協力いただくとともに、参加者に対しても同様に協力いただくよう事前に周知すること

6. イベント等に関する感染防止対策チェックリストについて

本基準に添付する「イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト」は下記のとおり取り扱うこと

- ① 主催者は、イベント等の開催にあたっては、本基準に加え、チェックリストを用いて感染防止対策が講じられていることを確認すること
- ② 市有施設において、民間主催のイベント等が開催される場合には、主催者から施設管理者に対して、チェックリストを誓約書として提出させること
- ③ 健康観察の期間等を鑑み、チェックリストや参加者名簿等個人情報が記載されるものについての保管期間は2週間とし、その後廃棄すること
- ④ 保管期間及び処分時における個人情報の取り扱いについては十分留意すること

7. その他

- ① イベント開催時の必要な感染防止策:別紙1
- ② 初詣における感染防止対策の留意事項について:別紙5

項目	確認事項	チェック	
▶会場の環境			
密閉	換気の実施	<p>【屋内のみ】</p> <p>入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、定期的に換気を行うこと。 ※こまめにエアコン温度を調整し室内温度を確認するなど熱中症予防についても注意すること ※寒冷な場面においても換気を実施すること（別紙10参照）</p>	□
	密集	対人距離	<p>イベントの態様に応じた適切な距離を確保すること ※別紙「イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安」参照 ※同一の観客グループ（5名以内）は座席を空ける必要はない</p>
		入退場時、待合場所等の密集を回避すること。（例、時間差での入退場 等）	□
密接	入場制限	入場人数や滞在時間を制限すること。	□
	対人距離	入退場時や集合場所等における十分な間隔を確保すること。	□
手洗い・消毒		会場の入口等に消毒設備を設置すること。 また、参加者へ十分な手洗いを徹底するよう案内すること。	□
		主に参加者の手が触れる場所を定期的に消毒すること。	□
▶開催時の対応			
発熱等の対応		入場時等に検温を実施し、発熱がある者は参加を認めないこと	□
		その他、風邪や味覚障害等の症状の有無を確認し、具合の悪い方には、参加を認めないこと。	□
マスクの着用等	マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケットを徹底すること。 また、マスクを着用していない者がいた場合、個別に注意等ができること。 （マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布する。但し乳幼児等特別の事情がある場合を除く） ※マスク着用については、熱中症予防についても注意すること。	□	
音響調整	大声での会話が行われないよう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整すること。	□	
大声を出さないことの担保	大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができること。 ※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）	□	
演者・観客間の接触	演者・選手等と観客が接触しないよう確実な措置を講じること。	□	
共有物の管理	共有して使用した物の適正な管理（廃棄や洗濯、消毒の徹底等）を実施すること。	□	
廃棄物の処理	ゴミ箱等を設置した場合、鼻水、唾液などがついたごみはビニール袋に入れて密閉する。また、回収時にはマスクや手袋を着用する。	□	
人員配置	「三つの密」の回避等、感染防止の対応に人員の配置が必要な場合、人員を確保し適切に配置すること。	□	
飲食の制限	休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底をすること。 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をすること。	□	
連絡先把握	可能な限り事前予約制とし、事前予約時または入場時に、利用者の連絡先を把握すること（個人情報の取扱いに十分注意） ※接触確認アプリを活用する場合には不要	□	

※ チェックリストの対応ができない場合、代替措置を講じ、施設管理者と協議、了解を取ること。

熊本市におけるイベント等の開催に関する基準

【基本方針】

- 本市が主催・共催するイベント（会議等を含む。以下、イベント等とする。）、もしくは市有施設において開催される民間主催のイベント等については、本基準（チェックリスト項目を含む）に規定する感染防止対策を講じた上で開催する（本基準の適用範囲については下図参照）
- 本基準における各種の感染症防止に関する規定は、原則として、国の基本的対処方針等に基づき定めるものとする。従って、国の基本的対処方針等の見直し・変更があった場合は、随時見直しを行う
- 業種ごとに策定されるガイドラインがある場合には、本基準の規定にかかわらず、その規定に沿った感染防止対策を講じることで開催することができるものとする

< 本基準の適用範囲 >

主催者 \ 施設	市	民間
市（共催も含む）	適用	適用
民間	適用	適用外

※ 上記のうち、適用外であっても、本市補助金等の活用や本市が名義後援を行うイベント等については、本基準に沿った適切な感染防止対策を講じるよう要請する

1. イベント等における感染防止対策

- ① イベント等への参加者等の感染が確認された場合に濃厚接触者等の把握を容易にするため、主催者は参加者名簿等で連絡先を把握すること（ただし、接触確認アプリをダウンロードしている場合はこの限りではない）
- ② イベントの規模等に関わらず、入退場時の制限や誘導、待合場所などにおける密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、大声の抑止、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保（2m程度）、選手等と観客の接触防止等の感染防止策を徹底すること。また、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払戻し措置等を規定しておくこと

※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%（乳幼児等特別の事情があるものを除く）を担保すること

- ③ イベント等の前後や休憩時間などの交流の場においては、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、会場における休憩スペースの撤去・使用の制限など、参加者等に対し、こうした場における交流などを極力控えるよう呼びかけること
また、公共交通機関や飲食店等での密集を回避するために、公共交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起し、可能な限り予約システム等の活用により分散利用を促進すること
- ④ 感染拡大の傾向が見られる場合や類似イベント等でクラスターが発生した場合、民間主催のイベント等であっても、感染拡大防止対策の徹底、無観客化、施設の閉鎖やイベント等の中止又は延期を要請する場合がある。この点について事前に主催者に対し理解を得ておくこと
- ⑤ ①～④のほか、別添の「イベント等における感染防止対策チェックリスト」に規定する感染防止対策を講じること
- ⑥ プロスポーツ等、全国的な人の移動を伴うイベント等を実施する場合は、出演者等に対して適切な感染予防策（選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛等）を講じるとともに、移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理を強く要請すること
- ⑦ イベント主催者やイベントが開催される施設の管理者は、イベントの参加者や主催者等に対して、令和2年11月12日付け事務連絡¹（以下、事務連絡）の別紙6～8（末尾添付）の記載事項に留意するよう促すこと

2. イベント等の開催制限

イベント等の開催における制限を下記のとおりとする

< イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安 >

※「①人数上限」及び「②収容率要件による人数」のいずれか小さいほうを限度とする

※業種別ガイドラインの見直しを前提に、イベント等の主催者及び施設管理者の双方において、必要な感染防止対策が担保・公表される場合、下表の取扱いとする（それ以外の場合、従来の制限（末尾別表）を目安とする）

※②については、観客間のクラスター等が発生していないことが確認された催物の形態であることを前提とする

¹ 「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

① 人数上限

時期	人数上限	
3/1～当面の間	収容人数 10,000 人超 → 収容人数の 50%	収容人数 10,000 人以下 → 5,000 人
	「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」が順守できない場合、これまで同様 5,000 人以下 かつ収容率 50%以内 (屋外： 2m程度の間隔) とする	

② 収容率要件による人数

		収容率	
時期		<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>大声での歓声・声援等がない</u> ことを前提とするもの ■ <u>飲食を伴うものの発声がない</u> もの（事務連絡別紙 2 が担保される場合のみ） 	<p><u>大声での歓声・声援等が想定</u>されるもの</p>
3/1～当面の間		<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>
イベントの 類型	<p>コンサート・演劇・スポーツイベント等 ※参加者の位置が固定 (座席や立ち位置固定)</p>	表外①～③すべてを満たす場合	異なるグループ（又は個人）間では座席を 1 席空けることとつつ、同一グループ（5 名以内）内では座席等の間隔を空ける必要はない（この場合収容率は 50%を超える場合がある）
	<p>展示会・地域の行事等 ※参加者が自由に移動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収容定員が設定されている場合は <u>100%以内</u> ■ 設定されていない場合は<u>密が発生しない程度の間隔</u> (最低限人と人が接触しない程度の間隔) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収容定員が設定されている場合は <u>50%以内</u> ■ 設定されていない場合は<u>十分な人と人の距離（1 m）</u>を要する
	<p>全国的・広域的なお祭り・野外フェス等</p>	クラスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断 (但し「P. 5、3 ③」の場合は開催可能とする)	

大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用

- ① これまでの当該イベント等の出演者・出演団体等による類似のイベント等の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態が見られないもの（実績がない場合は類似イベントに照らしこれらが想定されないもの）
 ※この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとする）
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われるもの
- ③ 発声する演者と観客との距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの

【具体例】

- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数 2,300 人）でクラシックコンサートを行う場合
 - ① 人数制限 = 2,300 人
 - ② 収容率 = 2,300 人 × 100% = 2,300 人
 ⇒ ① = ②のため、参加者の上限は 2,300 人
- ・熊本城ホールのメインホール（収容人数 2,300 人）でロックコンサートを行う場合
 - ① 人数制限 = 2,300 人
 - ② 収容率 = 2,300 人 × 50%（以内） = 1,150 人
 ⇒ ① > ②のため、参加者の上限は 1,150 人（以下）

<各種イベント等における大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例>

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	
音楽	クラシック音楽等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用

大声での歓声・声援等が想定されるもの	
音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用	

※例示であり、実際のイベント等がいずれに該当するかについては、個別具体的な判断が必要

※イベント中（休憩時間やイベント前後を含む）の食事については業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策を実施

3. 祭り等人数の把握が困難なイベントに係る対応

祭り、花火大会等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと

- ① 地域で行われる盆踊りなど、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者が限られた地区に限定されるなど参加者がおおよそ把握できるものについては、人数制限や参加者名簿の作成は求めないものの、適切な感染防止策を講じる（発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生じる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）とともに、イベント主催者に対し、イベント等の開催前に接触確認アプリ「COCOA」の活用を促すこと
- ② 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、感染状況を踏まえて検討すること
- ③ 全国的・広域的なお祭り等のイベント等について、必要な感染防止策に加え、事務連絡の別紙4における具体的な条件がすべて担保された場合で、入場制限や区域内の行動管理が適切にできるものについて、開催可能とする

4. 熊本県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合には、そのイベントの開催要件等について熊本県との事前相談を行うこと

(県への相談は政策企画課から行うため、本市の施設所管課またはイベント実施課は、政策企画課へ事前相談様式を提出すること)

5. イベント等の実施後に感染者が確認された場合

イベント等の実施後において、参加者等の感染が確認された場合に備え、次のとおりの対応を行うこと

- ① 民間主催者に対しては、感染拡大防止のため、イベント等の名称や会場等の公表に協力いただくよう事前に要請しておくこと
- ② 主催者や当該施設管理者は、感染拡大防止のため、保健所等の聞き取りに協力いただくとともに、参加者に対しても同様に協力いただくよう事前に周知すること

6. イベント等に関する感染防止対策チェックリストについて

本基準に添付する「イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト」は下記のとおり取り扱うこと

- ① 主催者は、イベント等の開催にあたっては、本基準に加え、チェックリストを用いて感染防止対策が講じられていることを確認すること
- ② 市有施設において、民間主催のイベント等が開催される場合には、主催者から施設管理者に対して、チェックリストを誓約書として提出させること
- ③ 健康観察の期間等を鑑み、チェックリストや参加者名簿等個人情報が記載されるものについての保管期間は2週間とし、その後廃棄すること
- ④ 保管期間及び処分時における個人情報の取り扱いについては十分留意すること

7. その他

- ① イベント開催時の必要な感染防止策:別紙1
- ② 初詣における感染防止対策の留意事項について:別紙5
- ③ 感染リスクが高まる「5つの場面」:別紙9

④ 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント:別紙 10

※いずれも事務連絡より別紙抜粋

項目		確認事項	チェック
▶会場の環境			
密閉	換気の実施	【屋内のみ】 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、定期的に換気を行うこと。 ※こまめにエアコン温度を調整し室内温度を確認するなど熱中症予防についても注意すること ※寒冷な場面においても換気を実施すること（別紙10参照）	□
	対人距離	イベントの態様に応じた適切な距離を確保すること ※別紙「イベント等の開催に係る人数上限・収容率の目安」参照 ※同一の観客グループ（5名以内）は座席を空ける必要はない	□
密集	対人距離	入退場時、待合場所等の密集を回避すること。（例、時間差での入退場 等）	□
	入場制限	入場人数や滞在時間を制限すること。	□
密接	対人距離	入退出時や集合場所等における十分な間隔を確保すること。	□
	手洗い・消毒	会場の入口等に消毒設備を設置すること。 また、参加者へ十分な手洗いを徹底するよう案内すること。	□
		主に参加者の手が触れる場所を定期的に消毒すること。	□
▶開催時の対応			
発熱等の対応		入場時等に検温を実施し、発熱がある者は参加を認めないこと	□
		その他、風邪や味覚障害等の症状の有無を確認し、具合の悪い方には、参加を認めないこと。	□
マスクの着用等		マスクの着用やこまめな手洗い、咳エチケットを徹底すること。 また、マスクを着用していない者がいた場合、個別に注意等ができること。 （マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布する。但し乳幼児等特別の事情がある場合を除く） ※マスク着用については、熱中症予防についても注意すること。	□
音響調整		大声での会話が行われないう、BGMや機械の効果音等を最小限に調整すること。	□
大声を出さないことの担保		大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができること。 ※隣席の者との日常会話程度は可（マスク着用が前提） ※演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）	□
演者・観客間の接触		演者・選手等と観客が接触しないよう確実な措置を講じること。	□
共有物の管理		共有して使用した物の適正な管理（廃棄や洗濯、消毒の徹底等）を実施すること。	□
廃棄物の処理		ゴミ箱等を設置した場合、鼻水、唾液などがついたごみはビニール袋に入れて密閉する。また、回収時にはマスクや手袋を着用する。	□
人員配置		「三つの密」の回避等、感染防止の対応に人員の配置が必要な場合、人員を確保し適切に配置すること。	□
飲食の制限		休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底をすること。 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をすること。	□
連絡先把握		可能な限り事前予約制とし、事前予約時または入場時に、利用者の連絡先を把握すること（個人情報の取扱いに十分注意） ※接触確認アプリを活用する場合には不要	□

※ チェックリストの対応ができない場合、代替措置を講じ、施設管理者と協議、了解を取ること。

(1) 徹底した感染防止等 (収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可 (マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 (最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行 (ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと (例: スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等)
④	手洗	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者側による施設内 (出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・入退場時の密集回避 (時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間 (5名以内に限る。) では座席を空けず、グループ間は1席 (立席の場合1m) 空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔 (最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底・ 過度な飲酒の自粛・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩ 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none">・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <p>*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。</p>
⑪ 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 <p>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</p>
⑫ 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 有症状者は出演・練習を控える・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <p>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</p>
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none">・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none">・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <p>* 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。</p>
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none">・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

神社の参拝については、既に専門家の監修を経て業種別ガイドラインが策定されているところであるが、初詣については、特に混雑が予想されること等も踏まえ、以下のような追加的に対策を講じることが有効と考えられる。

○基本的な感染防止策（マスク着用、手指消毒など）の徹底が前提。

○その上で、以下のような追加的な対策が有効と考えられる。

1. 混雑防止、適切な対人距離の確保

- 混雑状況の周知、分散参拝の呼びかけなど
- 移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）

2. 境内での飲食や食べ歩きは控えていただき、持ち帰りを推奨するなどの対応を行うこと

3. 大声が発生しないよう注意喚起

4. 参拝前後の密の発生防止のための具体策

例)

- ・利用する駅の分散
- ・混雑状況の周知・呼びかけ など

5. 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置

※アプリのQRコードを参道に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「**新しい生活様式の定着**」、「**業種別ガイドラインの遵守**」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・**自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。**「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

感染防止策

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加



- ・こまめな**手洗い**の励行
- ・出入口、トイレ等での**手指消毒**
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが**触れ合わない距離**の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※ 5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5 μ m以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加



- ・**マスク着用**（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・**演者が発声**する場合には、**舞台から観客の間隔を2 m**確保
- ・**劇場・ホール内での食事**は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため**自粛**を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

マイクロ飛沫感染

※ 5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告



- ・**大声を伴うイベント**では**隣席との身体的距離の確保**
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため**換気を強化**

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策（別紙1）を前提に、**①大声を出すことによるリスク、②食事をする事（マスクを外すこと）によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによるリスク**の3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・**必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。**
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク**大声を出す**

- 合唱（演者間の距離）
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による**演者間**の感染

エビデンス・実績

- 合唱（演者間の距離）
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**

必要な感染防止策

- 合唱（演者間の距離）
- ・演者やその家族の**体調・行動管理**
- ・講じる**防止策**（マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等）に応じた**適切な対人距離**の確保
例：マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、**発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散**

- ・食事時の飛沫飛散の**実測**

- 映画館**（別紙2）
- ・会話等の**発声が生じていない実績**
- ・**食事時の会話厳禁**（注意喚起、監視体制等）
- ・**食事時以外のマスク着用厳守**（必要に応じ配布等）
- ・**食事時間の短縮**
- ・**適切な換気**の実施（測定装置の設置等）

参加者の自由行動を伴う

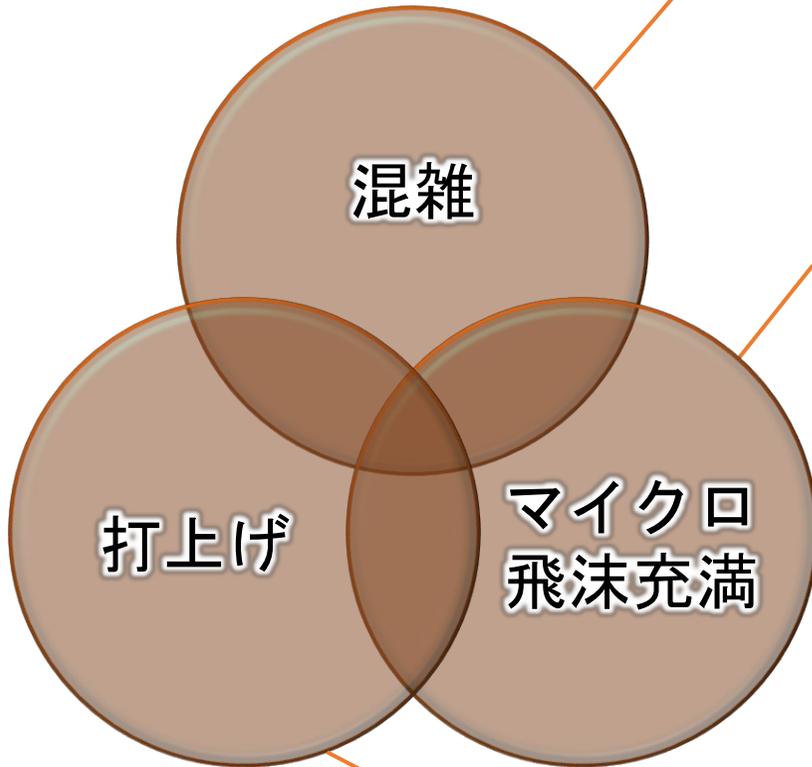
- ・会場内での**密接、密集**の発生による**接触感染、飛沫感染**の増加可能性
- ・固定席に比べ、**接触機会が増加**

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫の**シミュレーション**
- ・感染防止策を講じた**実証実績**

- 野外ロックフェス、初詣**（別紙4、5）
- ・**移動時の適切な対人距離**の確保（誘導人員の配置等）
- ・**区画あたりの人数制限**、ビニールシート等を用いた**適切な対人距離**の確保
- ・**飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止**
- ・**大声が発生しないよう注意喚起**

- イベントが大規模化するにつれて、**混雑、マイクロ飛沫充満、打上げ**により、**感染リスクが高まるおそれ**がある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面



○想定される場面

密接・密集 **接触・飛沫**

共用部（トイレ、廊下、売店、休憩所等）、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・ 行列ができる場所における**足元マーク**設置
- ・ 定点カメラやデジタル技術による**混雑状況のモニタリング・発信**
- ・ **時差・分散**（利用する駅の分散等）**措置**を講じた入退場
- ・ 駅等～会場における**誘導員**の配置、シャトルバス等の**増便**
- ・ **交通機関との連携**（臨時便の検討等）

○想定される場面

密閉 **マイクロ飛沫**

共用部（トイレ、廊下、休憩所等）、地下道、交通機関
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・ 必要に応じ**入場人数を制限**
- ・ **仮設休憩所**（テント、プレハブ等）の**適切な換気**
- ・ **換気状況のモニタリング**（CO2濃度計測装置の設置等）
- ・ 地下道を避け、**地上道路を利用**するよう誘導
- ・ 交通機関における**走行中の窓の解放**

○想定される場面

3密 **接触・飛沫・マイクロ飛沫**

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・ **自治体との連携**により、**会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起**
- ・ 参加者に**飲食店等の事前予約**を推奨
- ・ 「**感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫**」に沿った飲み会等
- ・ **歌唱を行う場合のマスク着用**

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

1. 基本的な感染防止対策の実施

- マスクを着用
(ウイルスを移さない)
- 人と人の距離を確保
(1mを目安に)
- 「5つの場面」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を参考に
- 3密を避ける、大声を出さない

2. 寒い環境でも換気の実施

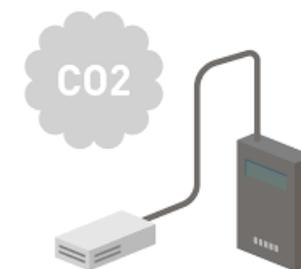
- 機械換気による常時換気を
(強制的に換気を行うもので2003年7月以降は住宅にも設置。)
- 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で
常時窓開け (窓を少し開け、室温は18°C以上を目安！)
また、連続した部屋等を用いた2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる
(例：使用していない部屋の窓を大きく開ける)
- 飲食店等で可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により
1000ppm以下(*)を維持
*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。

3. 適度な保湿 (湿度40%以上を目安)

- 換気しながら加湿を
(加湿器使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除を

『5つの場面』

- 場面1：飲酒を伴う懇親会
- 場面2：大人数や長時間におよぶ飲食
- 場面3：マスクなしでの会話
- 場面4：狭い空間での共同生活
- 場面5：居場所の切り替わり



CO2センサー